

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、合同で第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- （１）大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （２）会場地市町村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- （３）風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- （１）選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- （２）選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- （３）競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- （４）１人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

（１）宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000円～16,000円※1	4,200円～11,200円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600円～17,600円	4,620円～12,320円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除（委託業者が決定してから確定）

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800円～12,800円	5,400円～14,400円
	10%	5,280円～14,080円	5,940円～15,840円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）荒天等による交通機関の不通で、宿舍への到着が困難な場合は、宿舍と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2024年1月25日（木）15時から2024年2月4日（日）10時までとする。

7 宿泊の申込み

（1）宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

（2）選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。

（3）インターネット等による宿泊の申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、北海道産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。
- なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,000 円以内
	8 %	1,080 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指定された場所に保管する。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。